

減免の対象となる社会福祉施設

○社会福祉法人が営む社会福祉法による社会福祉施設

○その他で対象となる社会福祉施設は次のとおり

- 1 認可保育所
(児童福祉法第39条第1項に規定する保育所)
- 2 小規模保育事業等を行う施設
(児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う施設及び同法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業を行う施設)
- 3 認定こども園
(就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する施設)
- 4 認可外保育施設
(児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち同法第39条第1項に規定する業務を目的とするもの（少数のこどもを対象とするものその他の主務省令で定めるものを除く。）であって同法第59条の2第1項に基づく届出を行っているもの)
- 5 高齢者いきいの家
(旭川市高齢者いきいの家運営費補助要綱の規定により補助対象となる施設)
- 6 障害者就労支援施設
(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する地域活動支援センター又は同法に規定する生活介護，就労移行支援若しくは就労継続支援のサービス事業に供する施設)
- 7 障害者共同住宅
(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する共同生活援助のサービス事業に供する施設)
- 8 認知症高齢者グループホーム
(介護保険法に規定する認知症対応型共同生活介護のサービス事業に供する施設)
- 9 更生保護施設
(更生保護事業法に規定する更生保護施設)